

# ひとり親家庭のしおり

～母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさまへ～

鳥取県ではひとり親家庭や寡婦の方を支援するための相談窓口や各種助成制度を設けています。制度の詳しい内容などは、お住まいの地域の相談窓口にお気軽にお問い合わせください。

## ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、死別・離別等により配偶者のない女子(男子)が20歳未満の子どもを扶養している家庭(母子・父子家庭)をいいます。  
寡婦とは、かつて母子家庭の母であった方で、現在お子さんが成人し、かつ配偶者のいない状況にある方をいいます。

## ひとり親家庭等支援サイト

ひとり親家庭の支援制度をまとめた「鳥取県ひとり親家庭等支援サイト」を開設しています。「どこに相談すればよいかわからない」、「役立つ情報がほしい」、そんなお悩み解決をお手伝いします。制度の最新情報やイベント情報等を随時配信する便利なメールマガジンもありますので、ぜひご登録ください。

### <アクセス方法>

- パソコンから   <http://www.tori-hitorioya.com>
- スマートフォンから 右のQRコードを読み取ってください



## 困ったときの相談は

相談窓口	内容	問合せ先
福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	母子家庭・父子家庭・寡婦の方からの相談	鳥取市福祉事務所 0857-20-3465 米子市福祉事務所 0859-23-5135 倉吉市福祉事務所 0858-22-8220 境港市福祉事務所 0859-47-1077 岩美町福祉事務所 0857-73-1339 若桜町福祉事務所 0858-82-2214 智頭町福祉事務所 0858-75-4102 八頭町福祉事務所 0858-72-3583 湯梨浜町福祉事務所 0858-35-5374 琴浦町福祉事務所 0858-52-1715 北栄町福祉事務所 0858-37-5852 日吉津村福祉事務所 0859-27-5952 南部町福祉事務所 0859-66-5522 伯耆町福祉事務所 0859-68-5534 日南町福祉事務所 0859-82-0374 日野町福祉事務所 0859-72-1852 江府町福祉事務所 0859-75-6111 ※三朝町、大山町にお住まいの方は (三朝町にお住まいの方) 中部総合事務所福祉保健局 0858-23-3126 (大山町にお住まいの方) 西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308
ひとり親家庭福祉推進員	母子・父子家庭、寡婦の方の身近な相談窓口として、他の支援員と連携し、子育てや自立を支援	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会(0857-59-6344)にお尋ねください。
母子会	母子・父子家庭、寡婦の方の福祉の向上のため、親子交流事業や相談事業などの活動を行っています。 ※父子の方も対象としています。	鳥取県母子寡婦福祉連合会(県社会福祉協議会内) 0857-59-6344 鳥取市連合母子会(さざんか会館内) 0857-24-3180 八頭町連合母子会(八頭町社会福祉協議会内) 0858-72-6210 米子市連合母子会(米子市役所旧庁舎1階) 0859-22-3816 倉吉市連合母子会(倉吉福祉センター内) 0858-23-5600 境港市連合母子会 0859-44-2468 日野町連合母子会(老人福祉センター内) 0859-74-0338
県総合事務所福祉保健局	福祉の相談窓口	東部福祉保健事務所 0857-22-5625 中部総合事務所福祉保健局 0858-23-3126 西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308

事業・制度など	内容	問合せ先	母子	寡婦	父子
母子生活支援施設など	<母子生活支援施設> 生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設 母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。	市町村役場 ※ただし、三朝町にお住まいの方は県中部福祉保健局に、大山町にお住まいの方は県西部福祉保健局にお問合せください。	○	-	-
	<乳児院・児童養護施設> 保護者のいない子どもや、家庭の事情で子どもを育てられないときに、親に代わって子どもを養育する施設 <里親制度> さまざまな事情により、家庭で養育できない子どもを里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で養育する制度	児童相談所	○	-	○
公営住宅の優先入居制度	公営住宅では、ひとり親世帯等を優先して入居者を募集しています。県、市町村で制度が異なりますので、詳しくは鳥取県住宅供給公社又は各市町村へお問合せください。	鳥取県住宅供給公社 市町村役場	○	-	○
税の減免等	<税の減免> ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、寡婦(夫)控除の適用が受けられる場合があります。(詳しくは、市町村役場税務課にお尋ねください。)	市町村役場(税務担当課)	○	○	○
	<非課税貯蓄制度(マル優)> 児童扶養手当、遺族基礎年金を受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると元金350万円までの預貯金利子が非課税になります。	金融機関	○	-	-
	<JR定期乗車券の割引制度> 児童扶養手当を受けている方や生活保護を受けている方はJR通勤定期乗車券が3割引になります。 ※居住地の市町村で「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けておくことが必要	市町村役場又はJR	○	-	○

## その他の相談機関

相談窓口	内容	問合せ先
養育費相談支援センター	養育費や面会交流に関する相談	電話相談 03-3980-4108 又は 0120-965-419 平日:午前10時～午後8時、土曜・祝日:午前10時～午後6時 メール相談 info@youikuhi.or.jp
児童相談所	児童の養育に関するあらゆる相談 鳥取市、倉吉市、米子市にあります。	福祉相談センター 0857-23-6080 倉吉児童相談所 0858-23-1141 米子児童相談所 0859-33-1471
保健所	乳幼児の健康・発達に関する相談	東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局
市町村保健センター	児童の健康に関する相談、身体に障がいのある児童の療育に関する相談など	市町村役場にお尋ねください。
民生・児童委員	地域の実情に通じた民間の奉仕者で、生活や児童及び家庭の問題に関する相談	市福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。
地域子育て支援センター	家庭の育児不安などに関する相談・指導	市福祉事務所又は町村役場にお尋ねください。
家庭児童相談員	児童の養育に関するあらゆる相談	鳥取市家庭児童相談室 0857-20-3463 倉吉市家庭児童相談室 0858-22-8120 米子市家庭児童相談室 0859-23-5176 境港市家庭児童相談室 0859-47-1077
鳥取県教育センター	不登校、いじめ、発達の遅れ等に関する相談 学校生活や家庭生活での悩み等に関する相談	電話相談 0857-31-3956 月～土 8:30～17:15 (年末・年始・祝日は除く)
子育てホットライン(家庭教育電話相談)	家庭教育全般の諸問題に関する相談 電話相談、電子メールによる相談	電話相談 0857-36-1154 月～金 10:00～17:00 (年末・年始・祝日は除く) ※電子メールによる相談は24時間対応



鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  
TEL 0857-26-7869 / FAX 0857-26-7863  
E-mail seisyounen-katei@pref.tottori.jp

各種手当・助成・年金

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
児童扶養手当	<p>&lt;支給対象者&gt; 「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している母子家庭の母、父子家庭の父、または母や父にかわってその児童を養育している方(養育者)。</p> <p>※「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身に一定以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。 ※所得制限があります。</p> <p>&lt;手当額&gt; (全部支給)児童1人のとき 42,330円 ※一部支給の場合は、所得に応じて月額42,320円から9,990円まで10円きざみの額 (加算額)児童2人のとき 5,000円 児童3人以上のとき 3人目以降1人につき3,000円加算 ※平成28年8月分(12月支給分)から所得に応じて加算額が増額されます。</p> <p>&lt;支給時期&gt; 4月、8月、12月(それぞれの前月分までが支給されます。)</p>	市町村役場	○	-	○
ひとり親家庭医療費助成(特別医療費助成事業)	ひとり親家庭の18歳未満のお子さんと母(又は父)の医療費を助成します。 <患者負担額> 入院:1,200円/日、通院:530円/日(所得制限あり) ※負担上限:月15日まで(月最高18,000円まで負担) ※所得税非課税世帯のみ	市町村役場	○	-	○
災害遺児手当助成事業	災害、事故などにより、児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育終了前の災害遺児に、一人当たり月額2,000円が支給されます。(ただし、所得税非課税世帯に限られます。)	市町村役場	○	-	○
遺族年金	<遺族基礎年金> 国民年金に加入していた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子供に遺族基礎年金が支給されます。	市町村役場	○	-	○
	<遺族厚生年金> 厚生年金保険に加入していた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして、遺族厚生年金が支給されます。(※父子については、年齢条件あり。)	年金事務所	○	○	△

母子父子寡婦福祉資金などの貸付金

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。(詳しくは、福祉事務所にお尋ねください。) ・修学資金、修業資金、就職支度資金(児童に係るもの)、就学支度資金 →無利子 ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金(親に係るもの)、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 →保証人を立てる場合は、無利子 保証人を立てない場合は、金利年1.0%	県総合事務所福祉保健局 市町村役場	○	○	○
生活福祉資金	収入の少ない家庭や心身に障がいのある方の経済的自立をお手伝いし、安定した生活の確保と福祉の向上を図るため、低利または無利子で借りることができます。(詳しくは、民生児童委員又は社会福祉協議会にお尋ねください。) ・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金 →連帯保証人を立てる場合には、無利子。 連帯保証人がいない場合には、金利年1.5% ※母子父子寡婦福祉資金の貸付の方が優先しますので、「△」としています。	市町村社会福祉協議会 民生児童委員	△	△	△

就労支援

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
無料職業紹介	県福祉事務所の母子・父子自立支援員が、就労を希望する方のご相談をお受けします。 ・求人情報の提供や企業のあっせんなど	東部福祉保健事務所 中部総合事務所福祉保健局 西部総合事務所福祉保健局	○	○	○
就業支援講習会	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催します。 ・パソコン講座開催(初級及び中級コースとも東部・中部・西部の3地区で開催) 【初級コース】 ワードやエクセルの基礎的知識の習得を目的とした講座です。 6月頃開催予定、平日20日間(午後6時30分～午後8時30分) 【中級コース】 エクセル又はワードの資格取得(3級程度)のための知識・技能の習得を目的とした講座です。9月頃開催予定、平日20日間(午後6時30分～午後8時30分) ※受講料無料(ただし、テキスト代は実費負担) ※託児サービス有。 ※一定の要件を満たす方には、受講旅費の支給があります。	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会	○	○	○
自立支援給付金事業	<自立支援教育訓練給付金> 医療事務等の資格取得講座など指定された教育訓練講座(雇用保険制度の指定講座など)などを受講する場合に受講料の6割を助成します。(所得制限あり) <高等職業訓練促進給付金> 看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労(育児)と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減を図るための「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」が支給されます。 ○高等職業訓練促進給付金 修業期間において、次の額が支給される。 市町村民税非課税世帯 100,000円/月、その他世帯 70,500円/月 ○高等職業訓練修了支援給付金 市町村民税非課税世帯 50,000円、その他世帯 25,000円 ※高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、以下の貸付制度があります。 養成機関修了後1年以内に資格を活かして就職し、5年間引き続き就業した場合、貸付金の返還が免除されます。 ・入学準備金:養成機関への入学時 上限50万円 ・就職準備金:養成機関を修了し、資格を取得した際 上限20万円	市町村役場			
	<高等学校卒業程度認定試験合格支援事業> 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対象講座の受講費用の最大6割(上限15万円)を助成します。 (注)市及び福祉事務所設置町村にお住まいの方については、制度の有無や取扱いが異なる場合があります。詳しくは、お住まいの市又は町村福祉事務所にご確認ください。	※ただし、三朝町にお住まいの方は県中部福祉保健局に、大山町にお住まいの方は県西部福祉保健局にお問合せください。	○	-	○

その他の生活支援

事業・制度など	内 容	問合せ先	母子	寡婦	父子
日常生活支援事業	病気や技能習得のための通学、冠婚葬祭などで日常の家事やお子さんの保育などが困難になった場合等に、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービスなどの支援を行います。 ・派遣を受けるには市町村窓口で事前の登録が必要 ・所得に応じて0～2割の自己負担あり	(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会 市町村役場	○	○	○
ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の児童の学力や学習意欲を向上させるため、大学生や教員OB等の支援員による学習支援を実施します。 (注)お住まいの市町村によって実施状況が異なります。詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください。	市町村役場	○	-	○